北海道建設部建築局営繕工事情報共有システム試行要領（案）

（目的）

1. この要領は、北海道建設部建築局が発注する営繕工事（以下「工事」という。）において、情報共有システムを試行するにあたり、工事施工中における受発注者間の業務の効率化を図るために、必要な事項を定めることを目的とするものである。

（用語の定義）

1. 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。
2. 情報共有システム

情報共有システム（以下「システム」という。）とは、情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するものをいう。

1. 工事帳票

工事帳票とは、工事施工中に必要となる書類全般をいう。具体的には、北海道営繕工事監督要領で規定する書類及びその添付資料とし、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「報告」等の行為に必要なもののことをいう。

1. 決裁

　決裁とは、決定書案の内容について決定権限を有する者の最終的な意思決定行為をいい、「指示」、「承諾」等の行為は、工事監督員の決裁を持って行われる。

（対象工事・業務）

1. 対象とする工事は、発注者が指定する。発注者は、工事を公告する際には、設計図書に対象工事であることを明示する。また、対象工事に係る工事監理業務委託を発注する際には、設計図書に対象業務委託であることを明示する。

（システムの選定）

1. システムは、次の各号に掲げる条件を満たすものとし、別紙１「着手時協議チェックシート」を用いて受発注者間の協議により決定する。なお、受注者は決定後速やかにシステムの契約を行う。
2. システムの提供方式はASP方式とする
3. 国土交通省大臣官房官庁営繕部「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件2019年版 営繕工事編」で求める機能をすべて満たすもの
4. システムの操作研修や相談窓口の利用が可能なもの

（工事帳票の処理対象）

1. 工事帳票のうちシステムで処理するものは、別紙１「着手時協議チェックシート」を用いて受発注者間の協議により決定する。

（工事帳票の決裁）

1. 第５条で決定された工事帳票の決裁は、システム上で行うことを原則とする。また決裁に用いる協議簿等はシステム上の様式を用いる。なお、システムでの提出・受理などの処理を行うことで、紙への「署名・押印」と同等の処理を行なったこととみなす。

（検査）

1. システムで作成された工事帳票は電子データを利用した検査（電子検査）を原則とする。

（工事帳票等の納品）

1. システムで作成された工事帳票一式は、電子媒体 （ＣＤ－Ｒ等）で納品するものとする。納品の内容については営繕事業電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】（案）に即したものとする。

（システム利用に係る経費）

1. システムの利用に係る経費は、発注者は共通仮設費に積み上げ計上する。

（システム利用期間）

第10条　システムの利用期間は、工事に係る検査及び納品に要する期間を考慮したものとする。

（工事帳票一式及び利用者情報の消去）

第11条　受注者は、納品後速やかにシステムから工事帳票一式及び利用者情報の消去を行うものとする。

（その他）

第12条　本要領に定めがない事項に関しては、受発注者間の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和６年２月１日から、令和７年３月３１日までに入札する工事に適用する。

営繕工事情報共有システムに係る特記仕様書

対象工事名：

（対象工事）

1. 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）対象工事である。

（システムの選定）

1. システムは、次の各号に掲げる条件を満たすものとし、別紙１「着手時協議チェックシート」を用いて受発注者協議により決定する。なお、受注者は決定後速やかにシステムの契約を行う。

ア　システムの提供方式はASP方式とする

イ　国土交通省大臣官房官庁営繕部「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019 年版 営繕工事編」で求める機能をすべて満たすもの

ウ　システムの操作研修や相談窓口の利用が可能なもの

（工事帳票の処理対象）

1. 工事帳票のうちシステムで処理するものは、別紙１「着手時協議チェックシート」を用いて受発注者協議により決定するものとする。

（工事帳票の決裁）

1. (3)で決定された工事帳票の決裁は、システム上で行うことを原則とする。また決裁に用いる協議簿等はシステム上の様式を用いる。なお、システムによる書類等の提出・受理などの処理を行うことで、紙への「署名・押印」と同等の処理を行なったことと見なす。

（検査）

1. システムで作成された工事帳票等は電子データを利用した検査（電子検査）を原則とする。

（工事帳票等の納品）

1. システムで作成された工事帳票一式は、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）で納品すること。納品の内容については営繕事業電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】（案）に即したものとする。

（工事帳票一式及び利用者情報の消去）

1. 受注者は、納品後速やかにシステムから工事帳票一式及び利用者情報の消去を行うものとする。

（その他）

1. その他、本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

営繕工事情報共有システムに係る特記仕様書（工事監理用）

対象業務名：

対象工事名：

1. 本業務の対象工事は工事関係者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システム（以下「システム」という。）の対象工事である。
2. 受託者は、次に掲げる業務の実施にあたり、工事受注者が採用するシステムを利用するものとし、受託者が利用するシステムに係る費用は、工事受注者の負担による。
   1. 一般業務のうち次に掲げる業務
      * 1. 工事監理に関する業務

設計図書の内容の把握

設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

対象工事と設計図書との照合及び確認

対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告

* + - 1. 工事監理に関するその他の業務

工程表の検討及び報告

設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

* 1. 追加業務のうち次に掲げる業務

　・完成図の確認

　・関連工事の調整に関する業務

　・施工計画等の特別の検討・助言に関する業務